

参 照 条 文

耐火電線の基準の一部を改正する件（案）

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）	抄	1
○ 耐火電線の基準（平成九年消防庁告示第十号）	抄	2
○ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）	抄	11
○ 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十八号）	抄	12
○ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）	抄	13
○ 電気設備の技術基準の解釈（平成25年3月14日付け20130215商局第4号）	抄	14

○消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号） 抄

（屋内消火栓設備に関する基準の細目）

第十二条 屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 一の二（略）

四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備（法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で、延べ面積が千平方メートル以上のもの（第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。）にあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備）によるものとし、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 一の二（略）

ホ 配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、他の回路による障害を受けることのないような措置を講じるとともに、次の（イ）から（ハ）までに定めるところによること。

（イ） 六百ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。

（ロ） 電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設することその他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、MIケーブル又は消防庁長官が定める基準に適合する電線を使用する場合は、この限りでない。

（ハ） 開閉器、過電流保護器その他の配線機器は、耐熱効果のある方法で保護すること。

五 一の九（略）

2・3（略）

○耐火電線の基準（平成九年消防庁告示第十号） 抄

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ニ（ロ）ただし書に規定する電線（以下「耐火電線」という。）の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 電線 強電流電気の伝送に使用する電気導体（以下「導体」という。）、絶縁物で被覆した導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した導体をいう。
- 二 ケーブル 導体を絶縁物で被覆し、その上を保護被覆で保護した電線をいう。
- 三 低圧ケーブル 使用電圧が低圧（直流にあつては七百五十ボルト以下、交流にあつては六百ボルト以下の電圧をいう。第七号において同じ。）の電路に使用されるケーブルをいう。
- 四 高圧ケーブル 使用電圧が高圧（直流にあつては七百五十ボルトを超え七千ボルト以下の電圧、交流にあつては六百ボルトを超え七千ボルト以下の電圧をいう。第八号において同じ。）の電路に使用されるケーブルをいう。
- 五 高難燃ノンハロゲン耐火ケーブル 耐火電線のうち、絶縁物、保護被覆を構成する材料にハロゲン（ふっ素、塩素、臭素、よう素及びアスタチンをいう。）を含まないケーブルをいう。
- 六 バスダクト 導体を絶縁物で支持するか、又は導体を絶縁物で被覆した電線を、ダクト（電線を入れる箱体をいう。以下同じ。）に入れて組み立てたものをいう。
- 七 低圧バスダクト 使用電圧が低圧の電路に使用されるバスダクトをいう。
- 八 高圧バスダクト 使用電圧が高圧の電路に使用されるバスダクトをいう。

第三 一般性能

耐火電線の一般性能は、次に定めるところによる。

- 一 ケーブルにあつては、次によること。

- (一) 導体公称断面積が百平方ミリメートル以下であつて線心数が七以下の低圧ケーブルにあつては電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）の規定、その他のものにあつては電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の規定に適合するものであること。
- (二) 保護被覆の難燃性は、JIS（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）C三〇〇五の傾斜試験を行った場合において、六十秒以内に炎が自然に消えるものであること。

二 バスダクトにあつては、電気設備に関する技術基準を定める省令の規定に適合するものであること。

第四 耐火性能

耐火電線は、次の表の上欄に掲げる電線の種類に応じ、同表の下欄に掲げる試験を行った場合において、それぞれ合格するものでなければならぬ。

電線の種類		試験	
ケーブル	単心（線心数が一のものをいう。以下同じ。）	平行以外のものうち導体公称断面積が千平方ミリメートル以下のもの	小型加熱炉耐火試験（高難燃ノンハロゲン耐火ケーブルにあつては、小型加熱炉耐火試験及び高難燃ノンハロゲン性試験）
	多心（線心数が二以上のものをいう。以下同じ。）	導体公称断面積が三百二十五平方ミリメートル以下のもの	
	単心	平行のもの及び平行以外のもののうち導体公称断面積が千平方ミリメートルを超えるもの	大型加熱炉耐火試験及び燃焼性試験（高難燃ノンハロゲン耐火ケーブルにあつては、大型加熱炉耐火試験及び高難燃ノンハロゲン性試験）
バスダクト		導体公称断面積が三百二十五平方ミリメートルを超えるもの	大型加熱炉耐火試験

第五 小型加熱炉耐火試験

小型加熱炉耐火試験は、次により行うものとする。

一 試験体

試験体は、試験体一及び試験体二の二種類とし、次によること。

（一） 試験体一は、別図第一に示す方法により、長さ一・三メートルのケーブルを縦三百ミリメートル、横三百ミリメートル、厚さ十ミリメートルのけい酸カルシウム板等（けい酸カルシウム板又はこれと同等以上の耐熱性を有する板をいう。以下同じ。）に固定線（ケーブルを固定するために使用する太さ一・六ミリメートルの金属線をいう。以下同じ。）で二重巻きにして取り付け、その中央部に自重の二倍の加重をかけたものであること。この場合において、ケーブルは、次の表の上欄に掲げるケーブルの種類に応じ、同表の中欄に掲げる曲げ半径により、同表の下欄に掲げる曲げ回数屈曲（百八十度曲げ直線状態に復元した後、反対側に百八十度曲げ直線状態に復元すること）をいう。）したものを用いること。

ケーブルの種類		曲げ半径	曲げ回数
---------	--	------	------

低圧ケーブル	単心	ケーブルの仕上り外径が三十ミリメートル以下のもの				四回
	多心	ケーブルの仕上り外径が三十ミリメートルを超えるもの	ケーブルの仕上り外径が三十ミリメートル以下のもの	ケーブルの仕上り外径が三十ミリメートルを超えるもの	ケーブルの仕上り外径が三十ミリメートル以下のもの	
高圧ケーブル	単心	ケーブルの仕上り外径が三十ミリメートル以下のもの	十 D	二回		
		ケーブルの仕上り外径が三十ミリメートルを超えるもの	十二 D			
		ケーブルの仕上り外径が三十ミリメートル以下のもの	十 D			
		ケーブルの仕上り外径が三十ミリメートルを超えるもの	六 D			
		ケーブルの仕上り外径が三十ミリメートルを超えるもの	四 D			
	多心	ケーブルの仕上り外径が三十ミリメートルを超えるもの	十 D			
	単心	ケーブルの仕上り外径が三十ミリメートル以下のもの	八 D			

備考一 Dは、ケーブルの仕上り外径とする。

二 平形のもの仕上り外径は、短径とする。

(二) 試験体二は、別図第二に示す方法により、長さ一・三メートルのケーブルをJISC八三〇五又はJISG三四五二に適合する管に通線し両端をロックウール等で充てんしたものを縦三百ミリメートル、横三百ミリメートル、厚さ十ミリメートルのけい酸カルシウム板等に固定線で二重巻きにして取り付けたものであること。

(三) 露出配線に限り使用することができるものにあつては試験体一、露出配線及び金属電線管配線、金属製ダクト配線又はこれらに類するもので覆う配線に使用することができるものにあつては試験体一及び試験体二を用いること。

二 加熱炉

加熱炉は、次に適合するものであること。

(一) 構造は、別図第三に示す構造又はこれに準じた構造であること。

(二) 燃料は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）の適用を受けるガスであること。

(三) 試験体を挿入しない状態で加熱した場合において、八百四十度プラスマイナス八十四度の温度を三十分間以上保つことができるものであること。

三 加熱方法

加熱方法は、試験体を別図第三に示す位置に挿入し、JISA一三〇四の標準曲線に準じて三十分間加熱すること。この場合において、炉内の温度は、JISC一六〇二の〇・七五級以上の性能を有するK熱電対及び連続温度記録計を用いて、別図第四に示す位置において測定し制御を行うこと。

四 判定

小型加熱炉耐火試験の結果の判定は、試験体が次に掲げる条件に適合しているものを合格とすること。

(一) 絶縁抵抗は、次の表イの上欄に掲げるケーブルの構造に応じ、同表下欄に掲げる箇所において、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が、次の表ロの上欄に掲げるケーブルの種類に応じ、同表下欄に掲げる絶縁抵抗値以上であること。

イ

ケーブルの構造	箇所
多心であつて各導体がしゃへいされていないもの	絶縁された導体と固定線との間及び絶縁された導体相互間
その他のもの	絶縁された導体と固定線（しゃへい物又は金属製保護被覆を有するケーブルにあつては、しゃへい物又は金属製保護被覆。（二）において同じ。）との間

ロ

ケーブルの種類	絶縁抵抗値（メガオーム）
低圧ケーブル	加熱前 加熱終了直前 五十 〇・四
高圧ケーブル	加熱前 加熱終了直前 百 一・〇

(二) 絶縁耐力は、線を一括したものと固定線との間に、次の表の上欄に掲げるケーブルの種類に応じ、同表の中欄に掲げる五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧の交流電圧を加えた場合において、同表の下欄に掲げる時間これに耐えるものであること。

ケーブルの種類	交流電圧（ボルト）	時間（分）
低圧ケーブル	加熱前 加熱中 加熱終了後 千五百 六百 千五百	一 三十 一
高圧ケーブル	加熱前 加熱中 加熱終了後 一万七千（九千） 四千四百（二千二百） 七千六百（三千八百）	十 三十 十

備考 括弧内の電圧は、使用電圧が三千五百ボルト以下の高圧ケーブルに適用する。

(三) 保護被覆は、加熱を終了した後において、加熱炉の内壁から測定して百五十ミリメートル以上燃焼していないこと。ただし、試験体

第六

二にあつては、この限りでない。

大型加熱炉耐火試験

大型加熱炉耐火試験は、次により行うものとする。

一 試験体

試験体は、電線の種別に応じ、次によること。

(一) ケーブルにあつては、試験体一及び試験体二の二種類とし、次によること。

イ 試験体一は、別図第五に示す方法により、長さ三・五メートルのケーブルをケーブルラックに固定線で二重巻きにして取り付けただものであること。

ロ 試験体二は、別図第六に示す方法により、長さ三・五メートルのケーブルをJISC八三〇五又はJISG三四五二に適合する管に通線し両端をロックウール等で充てんしたものをケーブルラックに固定線で二重巻きにして取り付けただものであること。

ハ 露出配線に限り使用することができものにあつては試験体一、露出配線及び金属電線管配線、金属製ダクト配線又はこれらに類するもので覆う配線に使用することができものにあつては試験体一及び試験体二を用いること。

(二) バスダクトにあつては、別図第七に示す方法により、二のバスダクトを長さ三・五メートルとなるように中央で接続し、その両端を断熱材等でしゃへいしたものであること。

二 加熱炉

加熱炉は、次に適合するものであること。

(一) 構造は、別図第八に示す構造又はこれに準じた構造であること。

(二) 燃料は、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるガスであること。

(三) 試験体を挿入しない状態で加熱した場合において、八百四十度プラスマイナス八十四度の温度を三十分間以上保つことができるものであること。

三 加熱方法

加熱方法は、試験体を別図第八に示す位置に挿入し、JISA一三〇四の標準曲線に準じて三十分間加熱すること。この場合において、炉内の温度は、JISC一六〇二の〇・七五級以上の性能を有するK熱電対及び連続温度記録計を用いて、別図第九に示す位置において測定し制御を行うこと。

四 判定

大型加熱炉耐火試験の結果の判定は、試験体が次に掲げる条件に適合しているものを合格とすること。

(一) 絶縁抵抗は、次の表イの上欄に掲げる電線の構造に応じ、同表下欄に掲げる箇所において、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した

値が、次の表口の上欄に掲げる電線の種類に応じ、同表下欄に掲げる絶縁抵抗値以上であること。

イ

電線の構造		箇所
ケーブル	多心であつて各導体がしゃへいされていないもの	絶縁された導体とケーブルラックとの間及び絶縁された導体相互間
	その他のもの	絶縁された導体とケーブルラック（しゃへい物又は金属製保護被覆を有するケーブルにあつては、しゃへい物又は金属製保護被覆。）（二）において同じ。）との間
バスダクト		導体とダクトとの間及び導体相互間

ロ

電線の種類		絶縁抵抗値（メガオーム）	
低圧ケーブル及び低圧バスダクト	加熱前	五十	
	加熱終了直前	〇・一	
高圧ケーブル及び高圧バスダクト	加熱前	百	
	加熱終了直前	〇・二五	

（二） 絶縁耐力は、ケーブルにあつては線心を一括したものとケーブルラックとの間、バスダクトにあつては導体とダクトとの間及び導体相互間に、次の表の上欄に掲げる電線の種類に応じ、同表の中欄に掲げる五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧の交流電圧を加えた場合において、同表の下欄に掲げる時間これに耐えるものであること。

電線の種類	交流電圧（ボルト）		時間（分）
低圧ケーブル及び低圧バスダクト	加熱前	千五百	一
	加熱中	六百	三十
	加熱終了後	千五百	一
	加熱前	一万七千（九千）	十
高圧ケーブル及び高圧バスダクト	加熱中	四千四百（二千二百）	三十
	加熱終了後	七千六百（三千八百）	十

備考 括弧内の電圧は、使用電圧が三千五百ボルト以下の高圧ケーブル及び高圧バスダクトに適用する。

第七

燃焼性試験

燃焼性試験は、次により行うものとする。

一 試験体

試験体は、長さ一・三メートルのケーブルであること。

二 試験装置

試験装置は、JISC三五二一の燃焼試験室及び燃焼源であること。

三 燃焼方法

燃焼方法は、バーナの火炎をJISC三五二一に掲げるところにより調節した後、試験体を別図第十に示す方法によりバーナ面に対して平行となるよう水平に設置し、三十分間燃焼すること。

四 判定

燃焼性試験の結果の判定は、燃焼を終了した後において、試験体の燃焼した部分の長さが試験体中央から五百ミリメートル未満のものを合格とすること。

第八 高難燃ノンハロゲン性試験

高難燃ノンハロゲン性試験は、次の各号に定めるところによりケーブルの高難燃性試験、発煙濃度試験及び燃焼時発生ガス試験を行い、そのいずれにも適合するものを合格とする。

一 高難燃性試験

(一) 試験方法は、JISC三五二一によること。

(二) 試験体が上端まで燃焼していないこと。

二 発煙濃度試験

(一) 試験体は、ケーブルの絶縁物及び保護被覆と同一の材料の縦七十六ミリメートル、横七十六ミリメートル、厚さ〇・五ミリメートルプラスマイナス〇・一ミリメートルのシートで、加熱表面以外の部分をアルミ箔で覆ったものであること。

(二) 試験装置は、次に適合するものであること。

イ 構造は、別図第十一に示す構造又はこれに準じた構造であること。

ロ 試験箱は、内面に腐食を防止する措置を施した金属で造られたものとする。

ハ 輻射加熱炉は、直径七十六ミリメートルの開口部を有する電気炉であること。

ニ 試験体ホルダーは、試験体が容易に着脱できるものであつて、試験体の縦六十五ミリメートル、横六十五ミリメートルの範囲を加熱することができるものであること。

(三) 試験方法は、次によること。

イ 試験体と同じ大きさのけい酸カルシウム板等を試験体の裏面に付して試験体ホルダーに取り付け、輻射加熱炉により、試験体の中央部

の直径約三十八ミリメートルの範囲に一平方センチメートル当たり平均二・五ワットの輻射エネルギーを放射して、試験体を二十分間加熱し、この間の光の最小透過率を測定すること。

ロ 試験は、それぞれ別の試験体を用いて三回行うこと。

(四) 次の式により求めた発煙濃度の平均が、百五十以下であること。

$$D_s = V \sqrt{A \cdot \log_{10} 100 / T}$$

D_s は、発煙濃度

V は、試験箱内容積 (単位 立方ミリメートル)

A は、試験体の加熱表面積 (単位 平方ミリメートル)

L は、光路長 (単位 ミリメートル)

T は、光の最小透過率 (単位 パーセント)

三 燃焼時発生ガス試験

(一) 試験体は、電線の絶縁物及び保護被覆と同一の材料ニグラムを細かく裁断したものであること。

(二) 試験装置は、次に適合するものであること。

イ 構造は、別図第十二に示す構造又はこれに準じた構造であること。

ロ 空気ポンベは、J I S K O O 五五のゼロガス相当の乾燥空気を用いること。

ハ 燃焼皿は、加熱により気体を発生又は吸収しないものであること。

ニ 加熱炉は、石英管内の試験体及び燃焼皿を七百五十度以上に加熱することができるものであること。

ホ ガス洗浄容器は、水素イオン濃度五以上七以下の水百七十ミリリットルを満たした内径五十ミリメートル以上六十ミリメートル以下の容器であること。この場合において、石英管から排出される気体を内径四ミリメートル以上六ミリメートル以下のガラス管で水面下五十ミリメートルの位置に導くことができるものであること。

(三) 試験方法は、次によること。

イ 加熱炉で七百五十度以上八百五十度以下に加熱した石英管の中央に試験体をのせた燃焼皿を置き、空気ポンベの乾燥空気を一時間当たり十リットルプラスマイナス三リットルの流量で石英管の一端から供給し、他端からガス洗浄容器へ排出すること。

ロ ガス洗浄容器内の水素イオン濃度を乾燥空気の供給を開始してから三十分間測定すること。

ハ 試験は、それぞれ別の試験体を用いて三回行うこと。

(四) ガス洗浄容器内の水素イオン濃度の最小値の平均が三・五以上であること。

耐火電線には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 耐火電線である旨の表示
- 四 金属電線管配線等を使用することのできるものにあつては、その旨の表示
- 五 高難燃ノンハロゲン耐火ケーブルにあつては、NH

○特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）抄

（必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第三条（略）

2 （略）

3 前二項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからトまでに定めるところによること。

イ（略）

ト イからへまでに規定するもののほか、共同住宅用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

四 （略）

4 （略）

○共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十八号） 抄

第三 設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 一三 （略）

四 配線は、規則第二十四条第一号（チを除く。）及び第五号の二ハの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

（二） （略）

（二） 非常電源から共同住宅用受信機までの配線は、規則第十二条第一項第四号ホ（ハ）を除く。）の規定の例によること。ただし、火災により直接影響を受けるおそれのない部分の配線にあつては、規則第十二条第一項第五号の規定の例によることができる。

（三） （略）

五 一十一 （略）

○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号） 抄

（低圧の電路の絶縁性能）

第五十八条 電気使用場所における使用電圧が低圧の電路の電線相互間及び電路と大地との間の絶縁抵抗は、開閉器又は過電流遮断器で区切ることでできる電路ごとに、次の表の上欄に掲げる電路の使用電圧の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上でなければならない。

電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値
三百ボルト以下	対地電圧（接地式電路においては電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう。以下同じ。）が百五十ボルト以下の場合	○・一メガオーム
その他の場合		○・二メガオーム
三百ボルトを超えるもの		○・四メガオーム

○電気設備の技術基準の解釈（平成25年3月14日付け20130215商局第4号） 抄

【低圧ケーブル】（省令第6条、第21条、第57条第1項）

第9条 使用電圧が低圧の電路（電気機械器具内の電路を除く。）の電線に使用するケーブルには、電気用品安全法の適用を受けるもの、次の各号に適合する性能を有する低圧ケーブル、第3項各号に適合する性能を有するMIケーブル、第5項に規定する有線テレビジョン用給電兼用同軸ケーブル、又はこれらのケーブルに保護被覆を施したものを使用すること。ただし、第172条第3項の規定によりエレベータ用ケーブルを使用する場合、同条第4項の規定により船用ケーブルを使用する場合、第181条若しくは第182条第四号イの規定により通信用ケーブルを使用する場合、第190条第1項第四号イの規定により溶接用ケーブルを使用する場合又は第195条第1項第三号の規定により発熱線接続用ケーブルを使用する場合は、この限りでない。

一 通常の使用状態における温度に耐えること。

二 構造は、絶縁物で被覆した上を外装で保護した電気導体であること。ただし、第127条第2項の規定により施設する低圧水底電線路に使用するケーブルは、外装を有しないものとすることができる。

三 絶縁体の厚さは、別表第4に規定する値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

四 完成品は、次に適合するものであること。

イ 9-1表に規定する試験方法で、9-2表に規定する交流電圧を連続して1分間加えたとき、これに耐える性能を有すること。

9-1表

ケーブルの種類		試験方法
水底ケーブル以外の金属外装ケーブル	単心のもの	導体と金属外装との間に交流電圧を加える。
	多心のもの	導体相互間及び導体と金属外装との間に交流電圧を加える。
	その他のケーブル	清水中に1時間浸した後、導体と大地との間に交流電圧を加える。
その他のケーブル	単心のもの	清水中に1時間浸した後、導体と大地との間に交流電圧を加える。
	多心のもの	清水中に1時間浸した後、導体相互間及び導体と大地との間に交流電圧を加える。

9-2表

導体		交流電圧（V）
成形単線及びより線（公称断面積mm ² ）		単線（直径mm）
8以下	3.2以下	1,500
8を超え30以下	3.2を超え5以下	2,000
30を超え80以下	1	2,500
80を超え400以下	1	3,000

400 超過

3, 500

ロ イの試験の後において、水底ケーブル以外の金属外装ケーブルにあつては導体と外装の間、その他のケーブルにあつては導体と大地との間に、100Vの直流電圧を1分間加えた後に測定した絶縁体の絶縁抵抗が、別表第6に規定する値以上であること。

2 第1項各号に規定する性能を満足する鉛被ケーブル、アルミ被ケーブル、クロロプレン外装ケーブル、ビニル外装ケーブル又はポリエチレン外装ケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。

一 一三 (略)

四 完成品は、次に適合するものであること。

イ 9-1表に規定する試験方法で、9-2表に規定する交流電圧を連続して1分間加えたとき、これに耐える性能を有すること。

ロ・ハ (略)

3 一五 (略)

【小勢力回路の施設】(省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第62条)

第181条 電磁開閉器の操作回路又は呼鈴若しくは警報ベル等に接続する電路であつて、最大使用電圧が60V以下のもの(以下この条において「小勢力回路」という。)は、次の各号によること。

一 一七 (略)

2 一三 (略)

4 小勢力回路の電線に使用する通信用ケーブルは、次の各号に適合するものであること。

一 一三 (略)

四 完成品は、外装が金属であるもの又は遮へいのあるものにあつては導体相互間及び導体と外装の金属体又は遮へいとの間に、その他のものにあつては清水中に1時間浸した後、導体相互間及び導体と大地との間に350Vの交流電圧又は500Vの直流電圧を連続して1分間加えたとき、これに耐えるものであること。

別表第6 絶縁体の絶縁抵抗(第5条、第6条、第8条、第9条及び第10条関係)

使用電圧の区分		体積固有抵抗 ($\Omega \cdot \text{cm}$)	絶縁抵抗 ($M\Omega \cdot \text{km}$)
低圧		5×10^{13}	$R = 3.665 \times 10^{-12} \rho \log_{10} d / d$
高圧		1×10^{14}	
特別高圧			

(備考)

1. Rは、20℃における絶縁抵抗

2. p は、 20°C における体積固有抵抗（単位： $\Omega \cdot \text{cm}$ ）
3. D は、絶縁体外径（単位： mm ）
4. d は、絶縁体内径（単位： mm ）
5. D/d は、 1.8 のときは、 $D/d \parallel 1.8$ として計算する。